

精動の頁

*

勤労増進・體力向上方策の

趣旨はどこにあるか

國民精神總動員委員會では、精動新展開の基本方針を決定後、更にこれを本格的に具體化し發展させるために

- (一) 時局照應政治的社會的勤勞の促進
 - (二) 公私生活の疎懶勢化
 - (三) 勤労の増進 體力向上
- ⑨三事項をとり上げ、基本方針を決定しようと、三つの委員會を設け、各委員會でそれぞれの事項について検討を加へ、既に(二)、(三)の方針は決定して、週報誌上でも發表した通りである。(一)の方針は目下特別委

員會で討議が重ねられてゐるが、近く決定を見るだらう。

このうち、「勤労の増進體力の向上に關する基本方針」について少しく解説してみよう。(國報七月十九日號三九頁參照)

一 勤労増進の方策

(1) 勤勞報國精神の作興

從來重視勤労を感じ風があつたのであるが、これを根本的に改め、勤労を通じて國恩に報ずるといふ健全な國民的性格を鍛成しなければならぬといふ考へから勤勞報國精神を作興する必要を認めたのである。

(2) 勤労の倍加

理論的に勤労を倍にするといふのではない、休憩するときは十分に休養をとり、就業中に二倍も三倍も能率をあげるつもりで一生懸命に働く風潮を起させるといふ意味である。

従つてこの運動を實施する上に於ては、勞働者を過勞に陥らしたり、勞働者を搾取したりする結果にならぬやう、あくまで雇主をして温情を以て勞働者に對せしめ、また能率に応じて十分の報酬を與へしめるやう留意してこの運動を指導しなければならぬといふ意見が、委員會でも強かつた。

(3) 青年勤労奉仕制度の確立

これについては、兵役に服しない青年に對し代價として勤労奉仕をさせる制度をつくつてはどうかといふ有力な意見があつた。即ち兵役義務の均等といふことは堅緊

の要務である。戰場で勤いた者と餘後の者とで思想が違ふし、又戰場から歸つてきた時、嘗て自分の部下にゐた者が遠かに社會的に上位に在るといふ不合理な結果を生む。こゝに種々な不平が起りこの間に危険思想が入りこんで来て國民の思想を擾亂する結果になる。ドイツはこれがために戦敗國となつた。かゝる點から考へて、どうしてもこの兵役に服しない者の強制的勤労奉仕の制度を作らなければならぬといふ意見があつた。

しかし、かゝる部分的な制度よりも、これを含めてもつと廣汎な一般的な制度にした方がよいといふことになつた。即ち一定年齢に達した男子青年は振舞でない限り全體の者が國民的義務として勤労奉仕するものであつて、これにより共同自營の勤労奉仕生活を體驗せしめようといふ意見である。

(4) 學生生徒の集團的勤労作業を擴充強化

すること

(5) 婦人にして餘暇ある場合、殊に未婚女子

青年に對し其の環境に從ひ鏡後勤労奉仕作業を行はしめる方途を講ずること

通常の家庭婦人には餘暇はないが、餘暇を多くもつ婦人もあり、特に上中流の未婚女子青年の多くは家に在つてアラバイトしてゐる。一部の人は或ひは上級學校に行き、或ひは職業婦人となるが、多くは家庭に残り、お嬢古と稱して生花、茶、琴などを習つて、家に在つても家の手傳をせず、劇場や映畫館の前に並んだりして毎日遊んでゐる。最近は結婚の相手も中々得られないから、二十四、五歳までも家に在つて、バーマネントをかけたり、享樂的な生活を送つてゐる場合が多い。戰場で勇敢に働いてゐる青年の妻となる資格はない。かかる人達に勤労奉仕をさせ、徹底的に個人主義的精神をたゞぎなほさぬと、將来に於ける家庭教育上由々しき問題である。かう

いふところを組つてこの問題が取り上げられたのである。

二 體力向上の方策

(1) 生活科學研究機關の設置、これは國民生活の本態を闡明する機關であつて

(一) 衣食住業の種類形態條件による變化

(二) 生活資源の生產配給利用上の諸條件

(三) 氣候風土習性智能所得等の交感

(四) 生活の生理值

等の項目に對する自然、人文兩科學の総合的研究を集中して、深奥なる所産を求める機關を意味してゐる。

(ロ) 醫道の振作、醫師制度の改善

これはドイツの「ナチアルソト」のやうなものを指してゐるのであつて、從來の醫師は營業本位で、しかも個人を對象として個人が病氣にかゝつた時始めて治療をする

精動の頁

時局照應政治的、社會的
態勢促進の基本方策

この重大時局にふさわしく現在の政治的社會的態勢を促進し、國家總力戦の備へを完全にするためにはどうしたらよいか。國民精神總動員委員會は過般來この問題をとりあげ、第一委員會を開け、熱心且つ慎重にこの基本方策をねり、去る八月八日の第一委員會で原案を決した。次いで内閣の東送があり、國民精神總動員委員會委員長も荒木前大臣に代つて河原田大臣が去る九月一日に就任し、九月七日この新委員長の下に第五回國民精神總動員委員會總會が開かれ、この難案の大方案を原案通り

決定するに至つたのである。

* * *

國民精神總動員委員會總會定

時局に照應する政治的社會的態勢を促進し、國家總力戦の備へを完からしめんが爲には宜しく國民各人の行動の基本を皇運扶翼の奉公精神に置き、個人主義的功利主義的思想及より生ずる各種の弊を一掃すると共に民間に活力を樹立せしむるについて遺憾なからしめ、以て眞に國一體たる國民的信念を昂揚し、真正新秩序の建設に即應すべき國內諸般の徹底的刷新を斷行することが實に刻下の急務である。之が爲には先づ左の事項を採り上げ官民共に戰時態勢の促進に貢進すべきである。

一、政治の綜合的強化

國民精神總動員の基礎條件として國内に於ける政治態勢を綜合強化し、極端な斷然政暴行の實を擧げる必要がある。之が爲には内閣制度、行政機構、文官制度等の改正を圖り、又近時急激に膨脹せる行政各部の連絡統一を確保し、行政の運営をして時局に照應して更に有效適切ならしむること。

二、國論の統一強化

國家總力戦態勢を強化する爲には更に國論の統一強化を圖る必要がある。之が爲には言論機關其の他の諸機關の適切なる活動を促進して、一層時局認識の徹底に努め、國策の體ぶ所を指示し之を全國民に透徹せしむると共に、一方國民の聲を體をもて行政各般に反映せしめ、眞に官民一體たる結果を挙ぐる方法を講ずること。

三、議會機關の戰時態勢化

中央地方を通じ議會制度に改善を加へ戰時態勢下に於ける議會の重要な

使命を完からしむること。之が爲には純正なる選舉の行はるべきことは言を俟たず、更に審議方法の改善、時局に即應する議員の積極的活動等が促進せられねばならぬ。

四、國民諸組織の戰時態勢化

從來社會各方面に於ける國民的諸組織及其の活動が稍無統制に發展しそる結果種々の重複不便を來し或は矛盾撞着を生じ、却つて混淆過切なる國民運動の發展を妨げたる嫌ひなしとしない。今や時局の進展と共に國民的活動をして眞に徹底せる實質を擧げしむるの要緊切なるものがある。此の實情に鑑み同種團體の總合整理各種團體の連絡協調を實行し其の活動をして組織的計畫的ならしめ眞に有力なる國民組織の樹立を促進すべきである。

五、產業經濟組織の戰時態勢化

東西新秩序の建設上東西經濟の総合的發展を完成する爲には、一層全產

業人に対し誠私奉公の精神を鼓吹し眞に此の信念を把握せしむると共に、產業經濟の統制化計画を促進し以て國家總力一體の實を發揮し戰時經濟の實效を擧げしむべきである。之が爲には此際先づ國家總動員法の適切なら施行運用と共に、產業經濟團體の系統ある國家的組織化を實行し、民間經濟產業關係者の自覺的積極的參加を促がすべきである。尙當面の急務として販賣、產業對策、轉工業對策等の整備強化せらるべきは固よりである。

六、公私生活の戰時態勢化

個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して眞國民的、奉公的、生活態度を強調すべく公私生活の全面的刷新を必要とする。その基本方策は別に定められたる所に依る。

日曜の興亞奉公日

来る十月一日、第二回興亞奉公日は

曜に當るが、この日をどうするか。これについて九月四日内閣書記官長から當日業を休む官公衙、學校、銀行、會社、工場等では、殊更に出勤、出校せしめるにも及ばない。休日としての興亞奉公日を意義あらしめるやうに努め、家庭人として市町村民として國民生活綱要の趣旨を遵守執行せしめることが決定した。

曾通牒されたが、更に、當日は休日として心身鍛錬をなし、又は慰安休養を求める向も多いと豫想されるので、關係方面で次のやうな措置について配意することになった。

一、官公設施の運動場並に庭園の開放

二、各種公共施設の公開

三、各種教育的觀覽施設の入場料割引

又は無料公開（例へば動物園、博物館等）

四、神社佛閣の寶物等の拜覲料の割引

又は無料公開